

三次市条例第 2 4 号

三次市自転車等の放置の防止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車等の放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、歩行者等の交通の安全と円滑化を図り、もって公共の場所における良好な環境の確保及び都市機能の保持を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 1 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (4) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
- (5) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる場所であって、道路、駅前広場、公園、緑地その他の公共の用に供する場所で自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (6) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (7) 利用者等 利用者又は所有者をいう。
- (8) 放置 自転車等が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者等が当該自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態にあることをいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車等の適正な駐車方法の指導及び啓発を行い、道路管理者、警察署等の関係機関及び事業者等と協力し

て自転車等の放置防止の施策の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地について自転車等の放置を防止する適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等利用者等の責務)

第6条 自転車等を利用する者は、公共の場所に自転車等を放置してはならない。

2 自転車等の所有者は、その所有する自転車の見えやすいところに自己の住所及び氏名を明記するとともに、防犯登録を受けるよう努めなければならない。

(自転車等小売業者の責務)

第7条 自転車等の小売を業とする者は、自転車等の販売に当たっては、購入者に対し、当該自転車に所有者の住所及び氏名を明記すること並びに当該自転車等について防犯登録を受けることを勧めるよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第8条 公共施設、商業施設、娯楽施設その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設並びに鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車駐車を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(放置禁止区域の指定)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に自転車等の放置を防止する必要があると認める区域を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定するときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

(放置禁止区域の変更及び指定の解除)

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、放置禁止区域を変更し、又は指定を解除する場合において準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第 11 条 自転車等の利用者等は、公共の場所に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に係る措置)

第 12 条 市長は、放置禁止区域内の公共の場所において自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他放置禁止区域以外の適切な場所に移動するよう指導し、又は命ずることができる。

2 市長は、利用者等が前項の指導又は命令に従わないとき、又は放置禁止区域内の公共の場所において自転車等が放置されていると認められるときは、直ちに当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に係る措置)

第 13 条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所において自転車等が放置されていることにより歩行者等の交通に支障が生じ交通環境が著しく阻害されていると認められるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他適切な場所に移動するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた利用者等がなお当該自転車等を相当の期間放置していると認められるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(自転車等駐車場内における措置)

第 14 条 市長は、市の設置する自転車等駐車場内において、自転車等により、自転車等駐車場の適正な利用に支障が生じていると認められるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(撤去又は保管の際の措置)

第 15 条 市長は、自転車等を撤去又は保管しようとするときは、係留器具等の切断その他の必要な措置を講ずることができる。

2 市長は、自転車等の撤去又は保管に必要な措置若しくは通常の保管のもとで

生じた自転車等及び係留器具等の損傷については、その責めを負わないものとする。

(撤去又は保管した自転車等に係る措置)

第16条 市長は、第12条から第14条までの規定により自転車等を撤去し、保管した場合には、規則で定めるところにより、保管場所、保管期間その他必要な事項を告示するとともに、当該自転車等の利用者等に当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して規則で定める期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができないときは、当該自転車等を廃棄等の処分にすることができる。

(費用の徴収)

第17条 市長は、第12条から第14条までの規定により自転車等を撤去し、保管したときは、撤去及び保管に要した費用として、次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から当該自転車等の返還時に徴収する。

- (1) 自転車 1,000円
- (2) 原動機付自転車 1,500円
- (3) 自動二輪車 2,000円

2 市長は、盗難により自転車等が放置されたときその他特別の理由があると認められるときは、前項に規定する費用の徴収を免除することができる。

(廃棄処分)

第18条 市長は、第12条から第14条までの規定にかかわらず、放置されている自転車等が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、当該自転車等を廃棄物として認定し、直ちに廃棄処分することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。